

# **国の施策等に関する 提案・要望書**

(平成24年4月)

**鳥 取 県**

< 要望項目 >

(ページ)

1	周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について	1
2	原子力発電所における安全対策の強化について	2
3	東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理について	4
4	津波防災地域づくりに関する法律に係る対応について	5
5	真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立について	6
6	社会保障と税の一体改革について	8
7	地域主権・地方分権の確立に向けた体制の整備について	9
8	環境省地方環境事務所権限等の広域連合への移管について	11
9	公共事業の総額確保と地域自主戦略交付金の見直しについて	12
10	県内高速道路ネットワークの早期整備について	13
11	日本海側拠点港「境港」の重点整備及び「国際フェリー・国際RORO船」機能に係る日本海側拠点港への追加選定について	15
12	環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加検討について	21
13	再生可能エネルギーの導入促進について	22
14	社会福祉法人に対する指導監査権限の強化と行政処分発動基準の明確化について	23
15	子ども・子育て新システムの制度設計について	24
16	北朝鮮当局による拉致問題の早期解決について	25
17	マイナンバー制度について	26
18	「鳥取発次世代社会モデル創造特区」の地域活性化総合特区への指定について	27
19	ポリテクセンターの都道府県移管について	29
20	企業立地促進法に基づく支援対象の拡充について	30
21	「国際まんが博」及び「第13回国際マンガサミット鳥取大会」の開催への支援について	31
22	世界ジオパークネットワーク加盟後の取組への支援について	32
23	三徳山の世界遺産登録に向けての取組について	33
24	三徳山の大山隠岐国立公園への編入について	34
25	スポーツツーリズム・エコツーリズムに関する支援について	35
26	外国人観光客誘致に係る地方への配慮について	36
27	外航クルーズ客船寄港に伴うCIQ体制の確保について	37
28	国内地方航空路線の拡充等について	39
29	私立学校における防災対策の強化について	40
30	私立中学校に対する就学支援金制度について	41
31	「第14回全国障害者芸術・文化祭」の鳥取県開催について	42

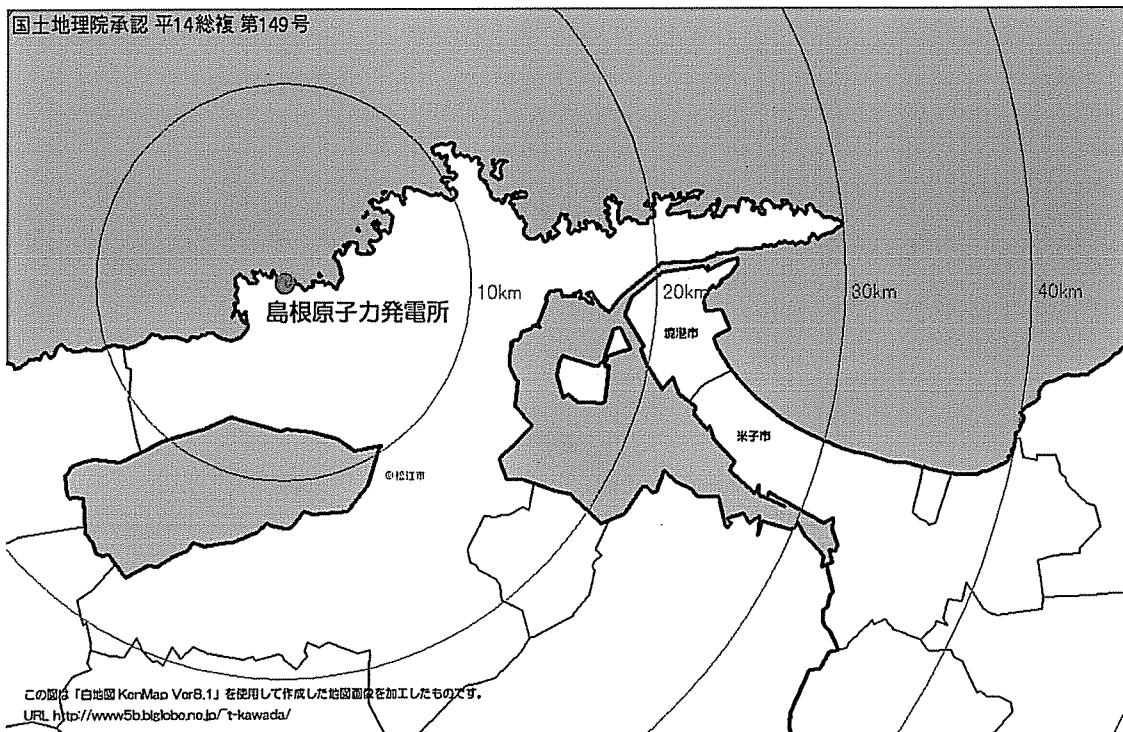
# 1 周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について

## 《提案・要望の内容》

- 原子力発電所の運転に係る政府の判断に当たっては、地域の安全を第一義として、鳥取県など周辺地域の意見を踏まえ慎重に判断すること。
- 中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。

## <参考>

※鳥取県境から島根原子力発電所までの距離は最短で約17kmで、EPZ外。



## 2 原子力発電所における安全対策の強化について

### 《提案・要望の内容》

- 福島第一原子力発電所事故の原因を徹底的に分析・検証し、原子力発電所の安全対策（耐震設計審査指針等の安全基準等）、監視体制等の抜本的な見直しを行うとともに、その内容を国民に説明し理解を得ること。  
その運用に当たっては、国が中心となって原子力安全対策・防災対策を講ずるとともに、専門的立場から全国の都道府県、市町村、電力事業者の総合的な調整や関係自治体等への助言等を行うこと。
- 島根県と共に島根原子力発電所に係る被害想定のもとに連携して、原子力防災体制整備、住民避難計画策定等、更には地域防災計画（原子力災害対策編）見直し等に取り組むため、国において専門的見地から早急に放射性物質の放出量等の被害想定を示すこと。
- 福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、その特性を考慮した安全対策等の抜本的な見直しを行うとともに、国において地震及び津波等に対する施設の安全性を点検した上で、中国電力株式会社へ必要な対策を実施するよう、厳正な指導等を行い、その状況を鳥取県民に情報提供すること。
- 原子力発電所から30キロ以内の地域で避難等が指示されたことを踏まえたEPZ（緊急時防護措置準備区域）を導入するなど、現在は8～10キロとされているEPZを見直すとともに、関係隣接県の取扱いの広範囲化などの措置を講ずること。  
併せて、本県及び関係市が島根原子力発電所における原子力災害発生時に緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）で開催される原子力災害合同対策協議会に参加できるよう措置を講ずること。
- 島根原子力発電所に係るスピーディの計算範囲を拡大し、少なくとも鳥取県全域が配信図形に反映されるようにするとともに、住民の避難先・避難ルートとして想定される隣接県域についてもその安全が確認できるよう配信図形に反映されること。
- 緊急避難時等に備えて、防護服、サーベイメーター等の広範な配備、原子力災害に対応する医療体制や避難体制の整備に要する経費については、国が負担すること。  
また、避難住民へのスクリーニングについては、一時に多くの住民に対し、速やかな実施が求められ、他自治体等からの人的等の協力が欠かせないことから、事故発生時において迅速かつ円滑な活動ができるよう、国が関与して体制整備すること。  
併せて、緊急に体制を整備（初期投資）する必要があるため、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金及び放射線監視等交付金について、交付金の限度額の特例を設けること。
- 国が責任をもって事故発生時の安定ヨウ素剤投与の手順や基準を定めるとともに、投与時の医師等医療関係者の関与のありかた、戸別事前配布する場合も含めた副作用対策などについても考え方を示すこと。
- 安定ヨウ素剤を事故発生時に乳幼児に速やかに投与できるよう、乳幼児用シロップ剤の製品化を製薬メーカーに働きかけること。
- 原子力防災に対応できる専門職員を配置するための職員人件費など必要な経費について、国が負担すること。

- 原子力防災対策などに必要となる防災資機材（モニタリングポストや防護服、放射線測定器等）の一層の充実配備を図るため、当該整備や住民等への情報公開などに要する経費について、国が負担すること。
- 併せて、平常時及び緊急時に対応する放射能モニタリング体制の構築に必要な測定施設・建屋等の整備（初期投資）を緊急に実施する必要があるため、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金及び放射線監視等交付金について、交付金の限度額の特例を設けること。
- 特別な配慮が必要となる病院や施設入居者など要援護者などの避難先は広範囲（県内では収まらない）となり、更にはそのための特別な移動手段を確保する必要があることから、国が関与してその具体的な方針を示すとともに、体制整備をすること。
- 最終的な避難先に入所するまでの間、「一次的広域福祉避難所」を設置することを予定するが、ここで使用する資機材（ベッド・車いす等）、物資（食糧、毛布等）が不足することが見込まれるので、国において速やかな調達の仕組みを構築すること。
- 一次的広域福祉避難所における医療及び介護従事者が不足することが見込まれるので、国において、速やかな派遣の仕組みを構築すること。
- 一次的広域福祉避難所から最終の避難先となる社会福祉施設等への避難を確実に行いうよう、国において、速やかな受け入れ先確保の仕組みを構築すること。
- 原子力発電所周辺の放射線の状況を面的に把握し、緊急時（事故等）には県民の安全を守るために応急措置を講ずるとともに、平常時から放射線モニタリング情報を県民が常に確認できるようにするために、放射線等監視交付金で運用している環境放射線モニタリングシステムに、環境放射能水準調査で設置する環境放射線モニタリングシステムを接続して一体的な放射線監視体制・情報提供体制がとれるようにすること。

※鳥取県境から島根原子力発電所までの距離は最短で約17kmで、EPZ外。

## 島根原発の防災対策費（初期投資）の不足

- 島根原発の防災対策費（初期投資）に対する国交付金の不足額は概算で約14億円！
- ・緊急に原子力防災体制の整備が必要。
  - ・原子力発電施設等緊急時安全対策交付金及び放射線監視等交付金に限度額の特例が必要。

国の支援策	事業内容	平成24年度	平成25年度以降 所要額(不足額)
緊急時安全対策 交付金 (原子力規制庁)	被爆医療用資機材、安定ヨウ素材等	79	
	ホールボディカウンター、除染テント等	0	300
	防災資機材等の整備・維持	64	145
	SPEEDIシステム、防災ネットワークシステム等の整備・維持	7	
放射線監視等交 付金 (文部科学省)	平常時モニタリング資機材、モニタリングポスト整備等	174	303
	放射線監視施設整備	0	638
	非常勤人件費、専門家会議等	4	
原子力施設等防 災対策等交付金 (原子力安全庁)	非常用通信設備(衛星電話)等	23	
限度額いっぱい		約14億円不足！	
合計		351	1,386

### 3 東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理について

#### 《提案・要望の内容》

- 災害廃棄物の受入れを検討する自治体の住民に不安が生じないよう、国が安全としている放射性セシウム濃度の基準及びその根拠、焼却灰の安全な埋立方法等について、国民に対して丁寧かつ明確に説明を行い理解を得ること。
- 焼却灰の処分地の確保が受入検討に当たっての支障となっていることから、受入側の自治体内で最終処分を行うことが困難な場合は、国が直接焼却灰の処分先との調整を行うなど、最終処分場や再生利用施設の確保に努めること。
- 自治体が受入基準を独自に設けた場合の被災地とのマッチングや自治体において設定した安全基準を上回る焼却灰等が生じた場合については、国が責任を持って行うこと。
- 災害廃棄物を埋め立てることにより最終処分場の残余年数が減少することや、施設維持費の増加分への財政支援を確実に行うとともに、風評被害を含め災害廃棄物の処理に起因する被害が生じた場合は、国が責任を持って対応すること。
- 国民の不安を払拭するため、最終処分場の廃止基準及び跡地利用についての考え方を明確に示すとともに、廃止までの維持管理費用等について国が財政支援を行うこと。
- 災害廃棄物の広域処理を推進するため、受入れの判断を後押しするような特段の財政的支援（例えば、受入自治体の最終処分場への高率補助等）を検討すること。

#### <参考>

○平成24年3月15日に、米子市長が米子市議会において地元関係者の理解が大前提のもと次の条件で災害廃棄物を受け入れたいと表明された。この表明は、最終処分場の確保に当たっては必要があれば国有林も活用するとの野田内閣総理大臣の国会答弁が後押しになったものである。

#### <米子市の条件>

- ①焼却残渣の処分先が確保されること
- ②安全性が確保されていること
- ③クリーンセンターの受入れ基準に合ったものであること

## 4 津波防災地域づくりに関する法律に係る対応について

### 《提案・要望の内容》

津波防災地域づくりに関する法律（法律第123号 H23.12.27施行）の制定により、都道府県は国土交通大臣の定める基本指針に基づく基礎調査等を実施した上で、国が提示する「最大クラスの津波断層モデル」によりシミュレーションを行い、津波浸水想定を設定することとされている。

しかしながら、日本海側においては、「最大クラスの津波断層モデル」の調査検討や提示時期に関する国からの情報がなく、今後実施する基礎調査についても、具体的な手法等が示されていないことから、津波浸水想定の設定が困難な状況にあることから、次のとおり要望する。

- 法第8条第2項に基づき、津波浸水想定の設定に必要な都道府県が行う基礎調査の実施に関する情報提供、技術的な助言、援助等を積極的に行うこと。
- 日本海沿岸海域において、「最大クラスの津波断層モデル」は、沿岸全体での基礎調査に基づき、国において設定すること。
- 日本海側の道府県が実施する基礎調査について、堆積物調査の選定箇所や評価方法等、具体的な手法を示すとともに、その経費について既存の交付金とは別枠で必要な予算措置を行うこと。  
また、国が実施する航空レーザー測量を早期に行った上で、都道府県に提供すること。

### 〈参考〉

#### ○本県の津波浸水想定の見直し状況

- ・H23.7.29 烏取県津波対策検討委員会設置 ⇒ 新たな浸水想定や津波対策の見直しの検討
- ・H23.12.27 「津波防災地域づくりに関する法律」の制定により、検討委員会で検討した浸水予測を暫定として公表 ⇒ 避難対策等のソフト対策に先行的に取り組む。

### 【津波防災地域づくりに関する法律の概要】

津波による災害の防止等の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備等を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るために、市町村による推進計画の作成、推進計画の区域における所要の措置、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築物の制限に関する措置等について定める。

#### 施策の背景

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の復興にあたっては、将来を見据えた津波災害に強い地域づくりを推進する必要がある。また、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な一般的な制度を創設する必要がある。

このため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた  
「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進する

#### 概要

#### 基本指針（国土交通大臣）

#### 津波浸水想定の設定

都道府県知事は、基本指針に基づき、津波浸水想定（津波により浸水するおそれがある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深）を設定し、公表する。

#### 推進計画の作成

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成することができる。

#### 特例措置

（推進計画区域内における特例）

津波防災住宅等建設区の創設

津波避難建築物の容積率規制の緩和

都道府県による集団移転促進事業計画の作成

一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画

#### 津波防護施設の管理等

都道府県知事又は市町村長は、盛土構造物、閘門等の津波防護施設の新設、改良その他の管理を行ふ。

#### 津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

・都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができる。

・都道府県知事は、警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。

## 5 真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立について

### 《提案・要望の内容》

#### ○地方税財源の充実強化と偏在の是正をすること。

- 〔※今後増大が見込まれる行政サービスの安定的な提供に向けて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の引上げを含む税制の抜本的改革の早期実現を図ること。〕
- 〔※なお、社会保障・税の一体改革大綱が国と地方の協議に基づき決定された経緯を真摯に受け止め、その実現に着実に取り組むこと。〕

#### ○地方交付税総額を復元し、地方の一般財源総額を確保すること。

- 〔※平成24年度については、別枠加算や繰越金・機構の金利変動準備金の活用などの工夫により、一般財源総額の確保、地方交付税の増額がなされたことは評価するが、依然として臨時財政対策債に依存せざるを得ず、交付税率等の引き上げ等の抜本的改革には至っていない。〕
- 〔※財政運営戦略（策定済）の実行にあたって、プライマリー・バランス目標や基礎的財政収支対象経費の3年据置きの実現に向けては、国の赤字を地方に付け替えるようなことは行わず、地方交付税については交付税率引上等を的確に行い、三位一体改革の影響により減少した地方交付税総額を早期に復元すること。〕

#### ○臨時財政対策債に依存することなく、全額を交付税措置すること。

- 〔※実質的な地方交付税に占める臨時財政対策債の割合 平成22年度 31.3% ⇒ 平成23年度 26.4% ⇒ 平成24年度 26.0%〕
- 〔※臨時財政対策債の元利償還財源を臨時財政対策債で賄うなど依然として健全な財政運営からはほど遠い状態であり、交付税率の引き上げ等早期に抜本的な対策を講じること。また、配分にあたっては財政力の弱い地方公共団体に配慮した方式を一層拡充すること。〕

#### ○国の震災復興財源捻出を目的に地方交付税総額の削減を行うことなく、地方の一般財源総額を確保すること。

- 〔※被災地域の復旧・復興について、被災地域以外も含めた確実な財政措置を講ずる一方、地方の厳しい財政状況や経済雇用情勢を踏まえた適切な需要の算定、交付税率の引上げ等を的確に行い、地方交付税総額の削減を行うことなく、地方の一般財源総額を確保すること。〕
- 〔※「東日本大震災に関連した国の震災復興財源を捻出するため」という理由に便乗して、地方の現状からかけ離れた理不尽な地方交付税総額の削減を行わないこと。〕
- 〔※財政運営戦略に盛り込まれたプライマリー・バランス目標や基礎的財政収支対象経費の3年据置きの実現に向けては、国の赤字を地方に付け替えるようなことは行わないこと。〕

#### ○国家公務員給与の引き下げを理由とした地方公務員給与に係る地方交付税の削減を行わないこと。

- 〔※これまで地方が国に先んじて行ってきた行革努力など地方の実情に十分配慮し、国家公務員給与の削減を理由とした一方的な交付税削減等を行わないこと。〕
- 〔※他県に先んじて給与制度改革に取り組んできた結果であり、一方的な交付税等の削減はこれまでの行革努力が帳消しとなり、かつ地域主権にも反するものであり、到底容認できないものであること。  
<参考>鳥取県のラスパイレス指数：94.8 (H22)  
※給与カットを行っていないにもかかわらず全国の中でも低水準。〕

#### ○自動車関連税制の簡素化・グリーン化に際しては、貴重な地方の税源を確保するとともに、地方環境税（仮称）の創設等により、温暖化対策における地方の役割に適った地方税源を確保すること。

- 〔※自動車取得税や自動車重量税は、交通事故や騒音、CO<sub>2</sub>排出などの社会的費用や道路整備などの行政サービスに対する受益に着目して税負担を求めるものであり、市町村にとって貴重な財源となっていることから、その見直しに当たっては、確実な財源措置を行うこと。〕
- 〔※地球温暖化対策等の環境施策の推進に地方が担っている役割等を踏まえ、地方環境税（仮称）の創設や、現行の自動車重量税と自動車税を一本化した環境自動車税（仮称）を創設するなど、地方の役割に適った地方税源確保のための仕組を実現すること。〕

# 真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立

## ○ 地方税財源の偏在性と格差 [都市部と地方部の比較]

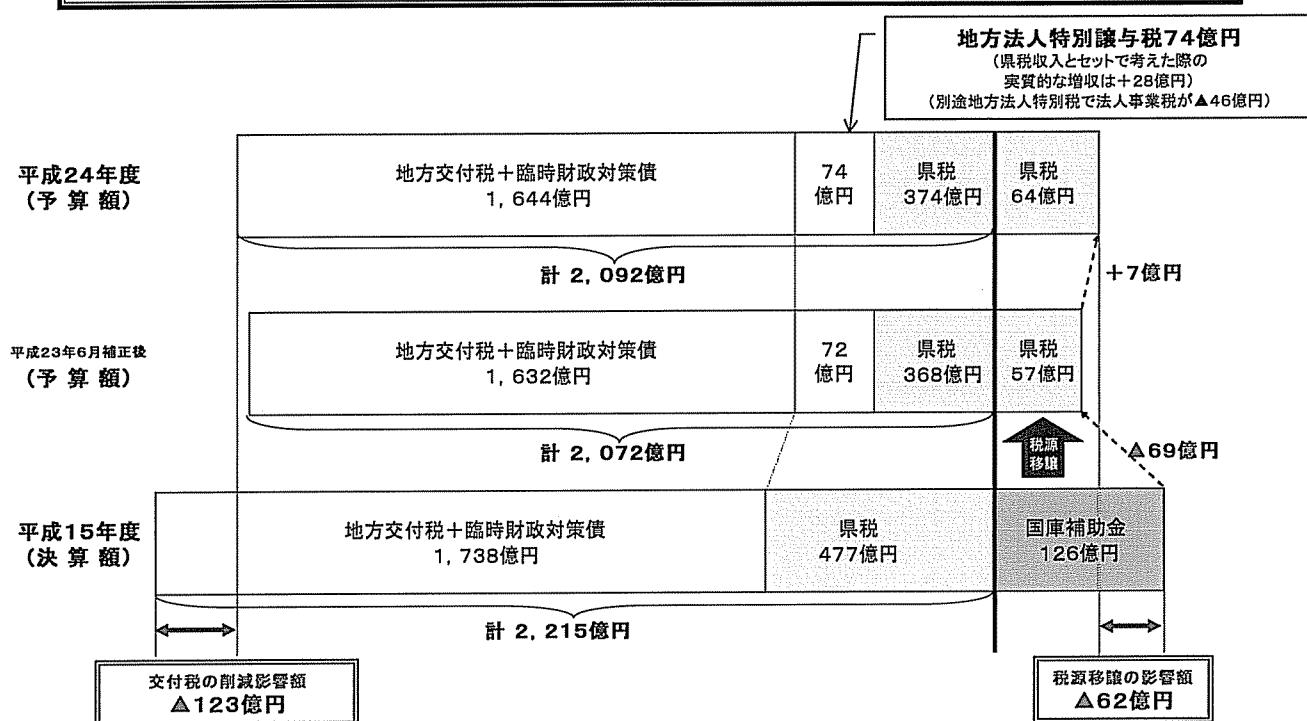
«都道府県ごとの一人当たり税収の最大／最小（平成21年度）»

地方税全体	最大(東京都) : 最小(沖縄県) = 2.7倍	(東京都:鳥取県=2.3倍)
法人二税	最大(東京都) : 最小(奈良県) = 6.1倍	(東京都:鳥取県=4.2倍)
地方消費税	最大(東京都) : 最小(沖縄県) = 1.7倍	(東京都:鳥取県=1.4倍)

## ○ 三位一体改革による地方交付税・税源移譲の影響額

«例» 鳥取県の場合（平成15年度 ⇒ 平成24年度 △185億円）

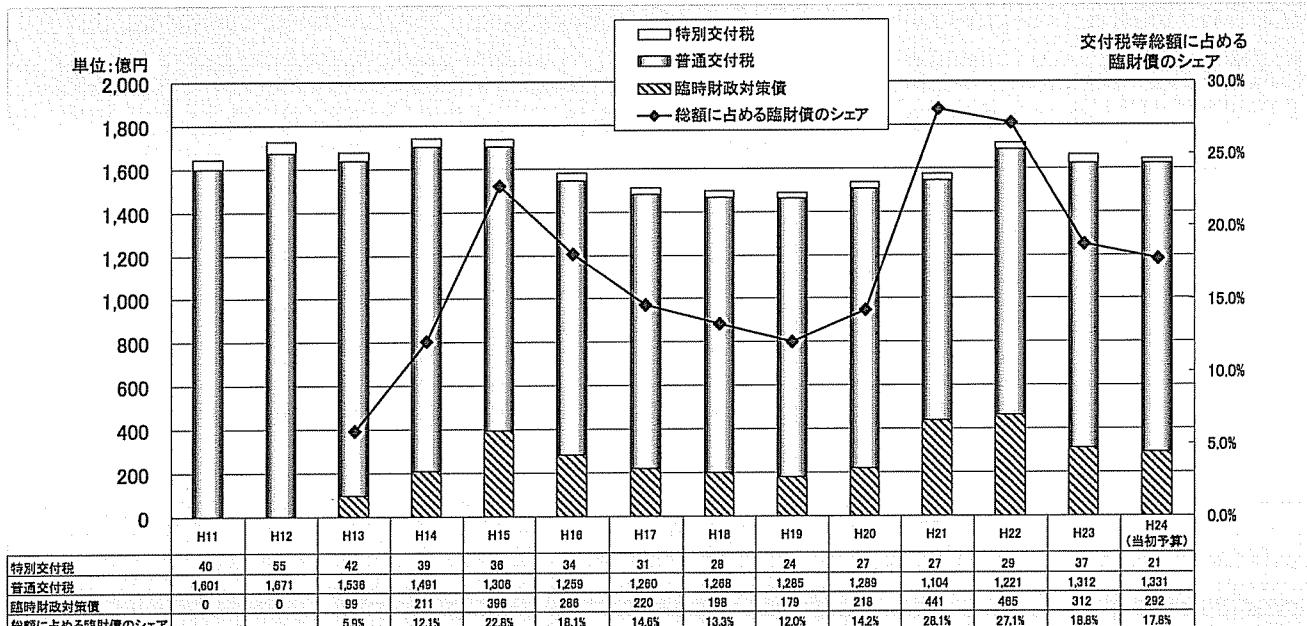
### 交付税の削減影響額と税源移譲の影響額（△185億円）



（注）イメージをわかりやすくするため、金額と面積を比例させていません。

## ○ 借金に依存しない、真水による地方交付税制度を確立[脱！臨時財政対策債]

«例» 鳥取県の場合（平成22年度 臨時財政対策債が約3割に膨張）※H24は当初予算額



## 6 社会保障と税の一体改革について

### 《提案・要望の内容》

- 消費税を含む税制抜本改革の実現にあたっては、東日本大震災の影響や厳しい地域経済の状況等を十分に配慮すること。

※社会保障・税一体改革大綱に示されているとおり、経済状況を好転させることを条件として、遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施するとともに、特に東日本大震災による被災地域をはじめ、地方の厳しい経済財政状況にも十分に配慮し、国と地方の協議の場等を通じて、地方の意見を十分に踏まえながら実現すること。

- 消費税と地方消費税の引上げを行う際には、低所得者層ほど税負担が重くなる逆進性の問題を踏まえて、十分な配慮を行うこと。

※先般、本国会に提出されたマイナンバー法による平成27年度以降の番号制度の導入を前提に、総合合算制度をはじめとした社会保障制度の見直しや給付付き税額控除の導入等による負担と給付の両面から、再分配に関する総合的な施策の見直しを行い、低所得者層に配慮した改革を実現すること。

- 地方消費税が引き上げられた場合でも、地域間の税源の偏在性は改善されるとはいえず、税制抜本改革と併せて、地方交付税の需要の組み方等においても見直しを行うこと。

※都市部と地方部の地域間の税源の偏在は、地方消費税の引上げによっても改善されないことから、地方交付税の財源調整機能を強化するとともに、地方が行う地方単独事業による社会保障費を十分に積み上げるなど、地方交付税の需要の算定方法を見直すこと。  
※さらに、地方法人課税と現行の消費税（地方交付税原資部分）の税源交換を実施すること等により、偏在性は正とより税収の安定した地方税体系の実現に向けた検討を行うこと。

- 地方のこれまでの厳しい行財政改革の取り組みを踏まえ、国民の納得と信頼を得るために、国においても徹底した行財政改革を行うこと。

※社会保障・税一体改革大綱にも示されているとおり、消費税の引上げまでに、国民の納得と信頼を得るため、議員定数の削減や徹底した歳出削減など、自ら身を切る改革を実施すること。

### <参考>

- 社会保障における主な低所得者対策（総額2兆円の恒久措置） [財務省]

低所得者等に対する年金の加算措置、受給資格期間の短縮 0.6兆円程度

市町村国保の低所得者の保険料軽減の拡充等 2,200億円程度

介護の1号保険料における低所得者保険料の軽減措置の拡充 1,300億円程度

子ども子育て新システム（保育サービスの拡充）  
※ 保育サービスの拡充による女性の就業率の向上 0.7兆円程度

総合合算制度の創設  
※ 番号制度の導入を前提に、世帯毎に医療・介護・保育の自己負担額に上限を設ける仕組み 0.4兆円程度

生活保護基準、各種福祉手当における物価スライド等

（参考）消費税導入時、引上げ時の対応（いずれも単年度措置：臨時福祉給付金）

消費税導入時（平成元年）：福祉施策対象者、70歳以上の高齢低所得者に1万円を給付等 645億円  
消費税引上げ時（平成9年）：福祉施策対象者、65歳以上の高齢低所得者等に1万円を給付等 948億円

## 7 地域主権・地方分権の確立に向けた体制の整備について

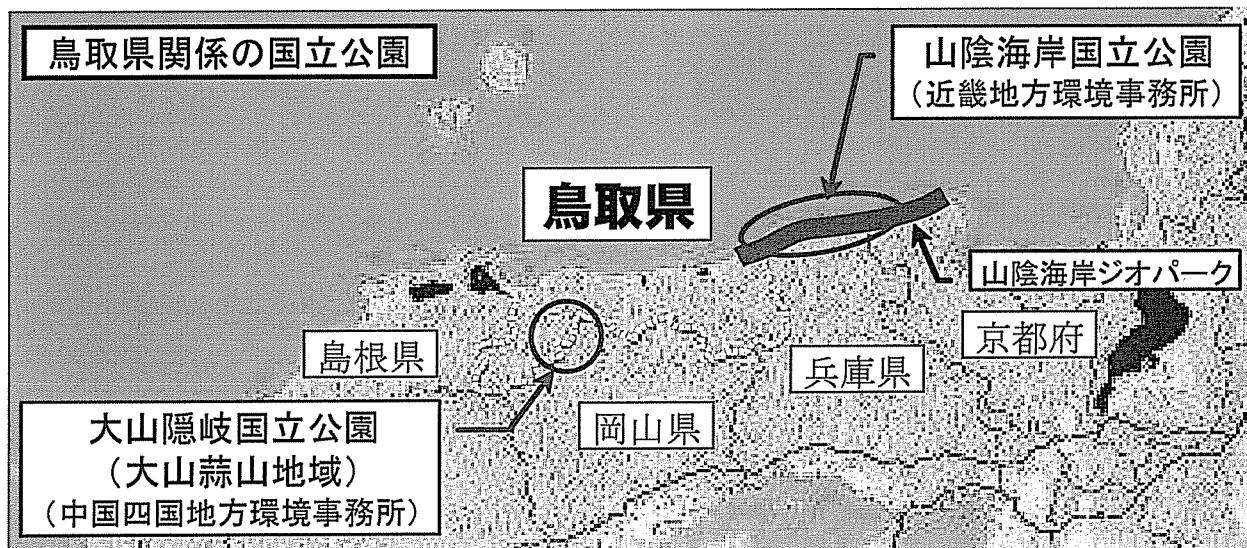
### 《提案・要望の内容》

正念場を迎える地域主権・地方分権改革について、地域主権戦略大綱（平成22年6月閣議決定）の原点に立ち返り、次の体制整備を着実に推進すること。

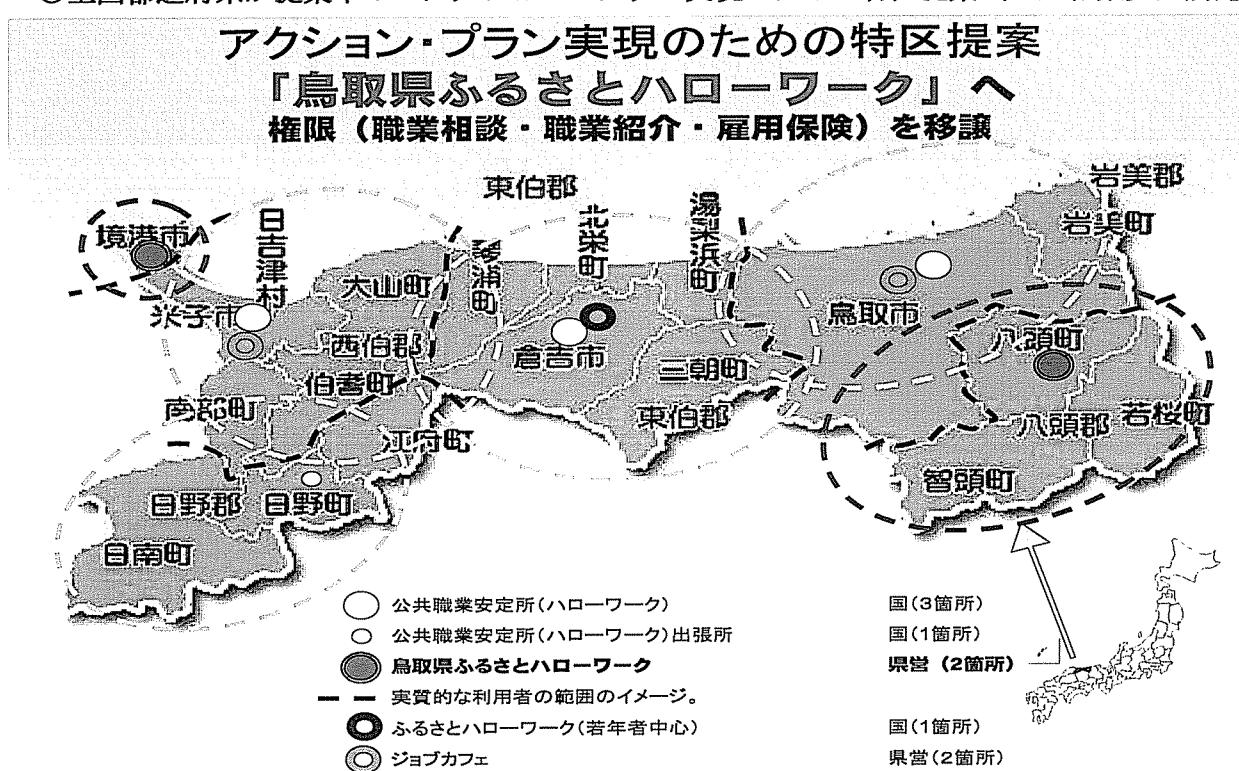
- 提案中の第3次一括法の成立に全力で取組むとともに、過去2次の一括法により「従うべき基準」とされた福祉施設等の基準は、廃止又は参酌すべき基準へ移行するよう速やかに見直すなど、決定権を実質的に地方へ移譲するよう、更なる義務付け・枠付けの見直し及び権限移譲を推進すること。
- 国の出先機関を原則廃止することにより、国から地方へ大胆に権限・事務を移譲し、地域のことは地域で決め、活気に満ちた地域社会を実現できるよう、国の関与を最小限にすること。
  - ・地方環境事務所やハローワークなど地方が求める国の出先機関の権限・事務を地方へ早急に移譲すること。
  - ・地方へ「権限・事務」、「財源とスリム化した人員」をセットで移管すること。
- 全国都道府県が提案中の「アクション・プラン実現のための特区提案（公共職業安定所）」や「義務付け・枠付け廃止のための共同特区提案」を早期に全国的に実現すること。
- 「地域のことは地域で決める」という観点から、国、都道府県、市町村の役割分担を抜本的に見直すこと。
  - ・教育委員会制度や義務教育における人事（発令・懲戒）と給与負担のあり方などについて、抜本的に再検討すること。
- 国から地方への事務の移管、権限移譲の受け皿として、自治体間で事務を共同処理するハイブリッドなサービス提供主体を創設するのに必要な制度改革を早急に実施すること。
  - ・都道府県間、都道府県と市町村との間、市町村間で事務を共同処理する新たな中間的な自治体として、法人格を有する簡素で効率的な協議会「広域執行連合」（仮称）を創設するのに必要な制度改革を早急に実施すること。
- 上記の実現に当たっては、地方自治に関する諸課題を協議していく上で極めて重要な「国と地方の協議の場」において早期に協議開始し、国と地方の実効ある対話を積み重ねて行うこと。

<参考>

○地方環境事務所が所管する国立公園の管理事務・権限などは、地方へ移譲すべき。



○全国都道府県が提案中の「アクション・プラン実現のための特区提案（公共職業安定所）」



など早期に実現すべき。

## 8 環境省地方環境事務所権限等の広域連合への移管について

### 《提案・要望の内容》

○国の関与は国立公園の大規模な開発等に対する監視や学術的専門性の確保などに限定し、地方環境事務所の業務を受け皿体制の整った広域連合に丸ごと移管すること。

### 〈参考〉

#### [背景・経過]

○政府は、「地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）」及び「アクションプラン～出先機関の原則廃止に向けて～」（平成22年12月28日閣議決定）に基づき広域連合制度をベースに移管を検討している。

平成23年12月に開催された地域主権戦略会議においても「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」及び「広域的実施体制の枠組み（方向性）」が了承された。

○関西広域連合は、「地域主権戦略大綱」及び「アクションプラン」に沿って政府が進める国出先機関原則廃止の受け皿となるため、様々な取組を推進している。

○地方環境事務所の事務・権限のうち、移管の検討に係る「当てはめ案」が内閣府から環境省に提示され、これに対して環境省から移管は不適当とする旨の回答がなされた。

○環境省は、国立公園に係る事務は移管の対象外としながらも、一方で地方の関与を認めるなど、国と地域の協働管理の仕組みづくりを検討している。

これを受けて、平成24年3月1日に環境省官房審議官、同年3月22日に近畿地方環境事長が来県され、協働管理に係る協議会設置の提案を受けているが、引き続き丸ごと移管を求める方針。

○関西広域連合としては、移管後の組織や事務執行のあり方等について国と地方の双方が納得できる制度設計を進めていくこととしており、着実に地方環境事務所の移管推進が図られるよう強く要請する。

### 《環境省の回答に対する反論》

地方では、全国的・国際的な保護の観点から政策判断ができない！？

■全国共通の基準のもとに保護管理を行うことは、地方でも可能

地方公共団体は保護・開発の両方の立場をもち、利益相反となる！？

■国立公園の保全と利活用は表裏一体のもの  
■国の一律管理は地域への配慮が後回し  
■「チェック＆バランス」体制の確保は可能

自然保护の専門的知識のある職員の確保・育成が困難！？

■新たな人材育成プログラムや人事制度の導入で対応可能



## 9 公共事業の総額確保と地域自主戦略交付金の見直しについて

### 《提案・要望の内容》

○鳥取県における3交付金（地域自主戦略交付金、社会资本整備総合交付金及び農山漁村地域整備交付金）の配分額は年々減額されており、大変厳しい状況となっている。3交付金について、県、市町村の実情に即した公共事業が重点的かつ確実に実施されるための総額を確保すること。

\* 3交付金の配分状況（市町村分を含む。） (単位：億円)

年度	H22	H23	H24
配 分 額	213	196	192
対前年度比	—	92.3%	98.1%

○地域が真に必要とする公共事業の総額が確保できるよう、内閣府を中心となつて各省と連携を図り、3交付金全体について統一的な考え方のもと、配分を行うこと。また、地域自主戦略交付金の配分に当たっては、客観的な指標に加え、財政力の強弱、社会资本整備の進捗率など地方のニーズに配慮すること。

○地域自主戦略交付金の自由度拡大と透明性を確保すること。

※地域自主戦略交付金について、次の事項に留意して抜本的な見直しを行うこと。

- ・地域主権戦略大綱に謳う「基本的に地方が自由に使える一括交付金」に改めること。  
そのため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用除外とすること。
- ・密接に関連する社会资本整備総合交付金、農山漁村地域整備交付金及び地域自主戦略交付金について、各団体の要望額及び配分額並びに各算定の考え方を明らかにし、各団体に疑惑や不公平感を抱かせないように情報提供を図り、課題解決に向けた一助とすること。

○地方が自動的に余裕を持って対象事業を選定できるよう、交付金の事務手続きスケジュールを早い段階から示すとともに、各省に予算を移し替えることなく内閣府に一元化するなど、スムーズな事業執行が可能となるよう、手続きの簡素化を図ること。

### <参考>

#### 1 鳥取県における平成24年度各交付金の対前年度割合

(単位：百万円)

交付金名	H23配分 (A)	H24要望 (B)	H24配分 (C)	前年度比 C/A	要望額比 C/B
社会资本整備総合交付金	13,149	17,883	11,382	86.6%	63.6%
農山漁村地域整備交付金	214	178	56	26.2%	31.5%
地域自主戦略交付金	6,251	16,621	7,801	124.8%	46.9%
計	19,614	34,682	19,239	98.1%	55.5%

※市町村分を含む。

#### 2 鳥取県における平成23年度各交付金の対前年度割合

(単位：百万円)

交付金名	H22配分 (A)	H23要望 (B)	H23配分 (C)	前年度比 C/A	要望額比 C/B
社会资本整備総合交付金 (うち市町村分)	19,485 ( 6,065)	18,306 ( 7,617)	13,149 ( 5,824)	67.5% (96.0%)	71.8% (76.4%)
農山漁村地域整備交付金 (うち市町村分)	1,775 ( 87)	517 ( 0)	214 ( 0)	12.1% (皆減)	41.4% ( - %)
地域自主戦略交付金		7,708	6,251	(皆増)	81.1%
計	21,260	26,531	19,614	92.3%	73.9%

※全国の社会资本整備総合交付金の対前年度割合は、79.8%

※全国の3交付金合計の対前年度割合は、96.7%

⇒ 鳥取県への交付金配分は極めて厳しい状況。